**「協会から緊急に会議等への出席を求められた時の対応について」**

１．他団体や行政機関から「協会代表としての出席と意見表明」を求められた場合は、会長と両副会長（以下三役）が、その会に出席し意見を述べることが協会の理念や活動目的に合致しているかについて協議を行う。

　協議の過程で、必要に応じて出席を求められた問題分野に詳しい理事にも協議に参加していただく。

２．１の協議の結果に基づいて、三役が理事会ＭＬで提案し、数日間の間でその判断に対する賛否の意見を理事に求める。

３－１．２の結果、その会議等に代表を送ることが必要であると言う判断になった時は、三役、理事、会員の中から、協会を代表して出席し意見を述べることが可能な方を三役等で話し合って人選する。

３－２．２の結果、その要請が協会の目的等にそぐわないと判断した時は、参加できない旨を協会から要請元に連絡する。

４．会議等に代表として出席した者は、その会議の時に提出した資料と、会議でどのような発言をしたか、会議全体の様子や、今後の方向性について、理事会と会員にＭＬ等で報告を行う。

５．協会代表として会議に出席する場合、そのための交通費等の負担は、可能な範囲で協会として行う。

　本年度に関しては、この費用については予備費から支出し、来年度以降は、予算化を行うものとする。

2016年第４回定例理事会にて可決